

保育料の改定について

1 改定の趣旨

国の平成 28 年度の幼児教育の段階的無償化に向けた取組が本年 4 月 1 日から施行され、年収約 360 万円未満相当の世帯については、従来の多子軽減における年齢制限を撤廃し、そのうち、多子世帯については、第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化し、ひとり親世帯等については、第 1 子の保育料を半額、第 2 子以降の保育料を無償化したところである。

本市においても、今回の国の改定に合わせ、保育料を改定するものである。

2 改定の概要

年収約 360 万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯等について、これまで、

- ・ 1 号認定子どもについては、小学校 3 年生まで
- ・ 2 号・3 号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされていた年齢制限を撤廃し、

- ① 多子世帯については、第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化
- ② ひとり親世帯等については、第 1 子の保育料を半額、第 2 子以降の保育料を無償化

するものである。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 1 号認定子ども | ： 満 3 歳以上で教育を希望する子ども（幼稚園、認定こども園） |
| 2 号・3 号認定子ども | ： 0 歳から 5 歳で保育を希望する子ども（保育所、認定こども園等） |

3 対象者数及び軽減額（H28.4.1 時点）

① 多子世帯

1 号認定子ども	68 人
・ 第 2 子（半額）	40 人、180,000 円／月
・ 第 3 子以降（無償）	28 人、62,500 円／月

2 号・3 号認定子ども	642 人
・ 第 2 子（半額）	340 人、2,111,480 円／月
・ 第 3 子以降（無償）	302 人、1,062,970 円／月

② ひとり親世帯等

1号認定子ども 8人

・第1子（半額）	7人、42,000円/月
・第2子以降（無償）	1人、6,000円/月

2号・3号認定子ども 277人

・第1子（半額）	153人、1,221,980円/月
・第2子以降（無償）	124人、1,325,350円/月

4 スケジュール

- ・6月下旬 保育料変更通知書送付
- ・7月中旬 納付書送付
- ・7月下旬～ 保育料の還付開始

5 適用年月日

平成28年4月1日に遡って適用する。

〇1号認定子どもの場合

現 行		改定後	
<p>（対象外）  小学校 6年生</p> <p>※ 小学4年生以上はカウントしない</p>		<p>第1子 </p> <p>※ 小学4年生以上もカウントする</p>	
<p>（小学1年生 ↓ 小学3年生）</p>		<p><u>年齢制限を撤廃</u></p>	
(5歳)	<p>第1子の扱い</p>  <p>保育料満額</p>	(5歳)	<p>第2子</p>  <p>保育料半額</p>
(4歳)	<p>第2子の扱い</p>  <p>保育料半額</p>	(4歳)	<p>第3子</p>  <p>無償</p>
(3歳)		(3歳)	
(2歳)		(2歳)	
(1歳)		(1歳)	
(0歳)		(0歳)	

〇2・3号認定子どもの場合

現 行		改定後	
<p>（対象外）  小学校 3年生</p> <p>※ 小学1年生以上はカウントしない</p>		<p>第1子 </p> <p>※ 小学1年生以上もカウントする</p>	
		<p><u>年齢制限を撤廃</u></p>	
(5歳)	<p>第1子の扱い</p>  <p>保育料満額</p>	(5歳)	<p>第2子</p>  <p>保育料半額</p>
(4歳)		(4歳)	
(3歳)	<p>第2子の扱い</p>  <p>保育料半額</p>	(3歳)	<p>第3子</p>  <p>無償</p>
(2歳)	<p>第3子の扱い</p>  <p>無償</p>	(2歳)	<p>第4子</p>  <p>無償</p>
(1歳)		(1歳)	
(0歳)		(0歳)	

年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保育料負担軽減のイメージ

〇1号認定子どもの場合

現 行		改定後	
対象外	 小学校 6年生	第1子	
※ 小学4年生以上はカウントしない		※ 小学4年生以上もカウントする <u>年齢制限を撤廃</u>	
小学1年生 ↓ 小学3年生			
(5歳)	第1子の扱い  保育料満額	第2子  無償	
(4歳)	第2子の扱い  保育料半額	第3子  無償	
(3歳)			
(2歳)			
(1歳)			
(0歳)			

〇2・3号認定子どもの場合

現 行		改定後	
対象外	 小学校 3年生	第1子	
※ 小学1年生以上はカウントしない		※ 小学1年生以上もカウントする <u>年齢制限を撤廃</u>	
(5歳)			
(5歳)	第1子の扱い  保育料満額	第2子  無償	
(4歳)			
(3歳)	第2子の扱い  保育料半額	第3子  無償	
(2歳)			
(1歳)			
(0歳)			